

新潟縣信用組合(新潟市)

- 代表者 理事長 赤川 新一
- 事業内容 金融業
- 労働者数 449人(男性206人、女性243人)



認定企業における次世代育成支援の取組の概要は次のとおりです。

1. 計画期間内に、所定外労働時間を削減するため、ノー残業デーを設定・実施することを目標とし、通知文書により管理職および職員へ原則毎月2日以上ノー残業デーを実施する旨の通知を行い、目標を達成しました。
2. 計画期間内に、年次有給休暇(以下年休)の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とすることを目標とし、年休の取得状況の把握、年休取得促進に向けた検討等を行った結果、1人当たりの平均年間年休取得日数が令和5年度は12.16日、令和6年度は11.53日となり、目標を達成しました。
3. 計画期間内に、男性職員の育児休業(以下育休)を1名以上取得することを目標とし、職員へのアンケート調査や通知文書による周知等を行った結果、2名の男性職員が育休を取得し、目標を達成しました。
4. 計画期間内において配偶者が出産した男性労働者に占める育休等をした男性労働者の割合が25%となりました。
5. 計画期間内において出産した女性労働者に占める育休等をした女性労働者の割合が83%となりました。

<事業主からのコメント>



当組合はノー残業デーの実施や有給休暇取得促進のための連続休暇制度など多様な制度を運用し、職員の育児と仕事の両立の支援を行っており、この度「くるみん認定」を取得いたしました。今後も地域密着の金融機関として職員一人一人が積極的に地域の発展に貢献できるよう、働きやすい職場環境の整備を目指してまいります。

くるみん認定基準



1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
5. 計画期間における、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が10%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。または計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて20%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

<労働者が300人以下の企業の特例>

上記5. を満たさない場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。

- ① 計画期間内に、子の看護等休暇を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）、かつ当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
 - ② 計画期間内に、中学校卒業前の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
 - ③ 計画期間とその開始前一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が10%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
 - ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
6. 計画期間における、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。

<労働者が300人以下の企業の特例>

上記6. を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していれば基準を満たす。

7. 計画期間の終了日の属する事業年度において、フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であり、かつ月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
8. 次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。
 - ① 所定外労働の削減のための措置
 - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
9. 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。